○とかしき委員長　次に、山井和則君。
○山井委員　よろしくお願いいたします。
　それでは、四十分間質問をさせていただきます。
　まず最初に申し上げたいのは、今も東京で新規の感染者が八百四十三人、一週間前は五百九十一人と、これは本当に大幅に急増していますね。兵庫も五百六十三人で過去最多、大阪も千二百五十人ぐらいじゃないかと言われております。
　もうこれだけ感染拡大して、医療崩壊しようとしている真っ最中に、まさか、高齢者の窓口負担二割の法案を強行採決するなんてことはしていただきたくない。これ、世界から笑われますよ。
　医療崩壊して人が死んでいて、ホテルにも病院にも入れなくて亡くなる人が出ている。当然、厚生労働大臣と厚生労働省は国民の命を救うために全力で投球しているのかと思ったら、いやいや、高齢者の方の自己負担を上げる法案を審議して強行に採決する。これ、本当に世界から批判されますよ。
　そういう意味では、委員長にお願いしたいんですけれども、今やるべきことは、私たちが三月一日に提出しています議員立法で、コロナ特別給付金法案、三千万人の生活困窮者あるいはコロナで大幅減収の方々に十万円ずつ給付する、三兆円のこういう法案、前回もお願いしました。今やるべきことはそっちなんじゃないんですか。是非、早急に審議をしていただきたいと思います。委員長にお願いします。
○とかしき委員長　ただいまの件につきましては、理事会で協議いたします。
○山井委員　これは私、与野党の見解の相違とかはないと思いますよ。与党の議員の方々も、地元に帰ったら、緊急事態宣言がまた出て、もうこれは大変だと、みんな顔色が変わっているんですよ。そんなときに、いやいや、国会では高齢者の自己負担を二割にする法案を審議していますよ、引き上げますよと言えますか、これ。まさか金曜日に採決するなんてことはやめていただきたいと思います。
　さらに、前回から指摘しておりますように、この法案には年収要件が書かれておりませんから、最初は年収二百万円以上かもしれませんが、国会審議を経ず、法改正なく、審議会のみでいかようにも年収要件を下げて、それこそ、原則一割というような、少しでも一割を残せば、大部分の方は二割ということにもできるわけであります。
　ついては、田村大臣にお伺いしたいんですけれども、スタートするときは年収二百万円要件ですけれども、未来永劫、国民年金の方が二割負担になるということは絶対にないということをこの場で確約していただけますか。
○田村国務大臣　済みません、国民年金の二割負担というのは、ちょっと意味がよく分からないので、申し訳ありません。
○山井委員　国民年金並み収入の方が二割負担になるということはないか。
○田村国務大臣　国民年金並みの人が二割負担にならないかということですか。
　今現状、御承知のとおり、年収二百万円以上、単身でありますけれども、そういう方々を対象に法案を提出させていただいております。もちろん、所得も関係してまいりますけれども。
　そういう中において提出させていただいておりますので、今現在、この基準を更に引き下げるというようなことは毛頭考えておりません。
○山井委員　いや、だから、未来永劫そのことはないとお約束くださいと言っているんです。
○田村国務大臣　未来永劫というのは、ちょっとどういう意味でおっしゃっておられるのかよく分かりませんので。
　未来永劫って、法律で書いてあろうが、未来永劫は法律改正すればやれる話でありますし。ちょっと言われている趣旨がよく理解できておりません。
○山井委員　そうおとぼけになるんでしょうけれども、結局、これは法律に書いていないわけだから、いつ国民年金レベルの月六万円ぐらいの方が二割負担になるか、全くこれは、一回法律を通してしまうと分からないんです。
　だから、当然、私たちとしては、これはもう、一回法律を通したら、低所得の方も含めて二割負担に自由にでき

る法案を強行採決されようとしているんだというふうに理解をせざるを得ませんし、繰り返し言いますけれども、医療崩壊で多くの人が亡くなろうとするときに、それをやるのが今の厚生労働省の仕事では私はないと思いますし、落ち着いたときに一割負担か二割負担かを改めて議論をさせていただきたいと思います。

それでは、こういう危機的な状況ですので、今日も、お忙しいところ、本当に尾身会長に連日で申し訳ありませんが、お越しをいただいております。

私、残念です。ここ二、三週間議論して、大阪の、二週間前に蔓延防止措置が出るときにも、私、この場で尾身会長や田村大臣と議論をして、蔓延防止措置をやって、効果がなくて、途中で緊急事態宣言で切替えになって、後手後手になるということだと取り返しがつかないことになりますよ、それだったら、最初から緊急事態宣言の方が早く経済の打撃も立ち直ることができる、蔓延防止措置というのが、引き延ばし、後手後手になる口実になったら駄目ですよということを恐れ多くも私は申し上げましたが、全く、絵に描いたような後手後手になってしまっております。本当にこれは残念でなりません。尾身会長も本意ではないんだと私は信じております。

そこで、今も、八百四十三人と、東京の新規感染者はまた大幅に増えておりますけれども、漏れ聞くところでは、東京は四月二十九日から五月九日、十日ぐらいの緊急事態宣言を検討しているのではないかという報道がございます。

ついては、尾身会長、お聞きしたいんですが、去年の四月は一か月半の緊急事態宣言だったんですね、東京、第一波は。そして、第三波は、一月八日から三月二十一日までで約二か月半。一か月半、第一波。第三波が二か月半。今回、もし十日ということであれば、まあ、その報道が正しかったらですけれども、それはちょっと短過ぎるんじゃないかと思うんですけれども。

連休中だけ、四月二十九日から五月九日だけ緊急事態宣言をするというような考え方について、東京について、こういう考え方について、尾身会長はいかが思われますか。

○尾身参考人　私は、今回も、東京を含めて大阪、緊急事態宣言の発出について真剣に議論すべきで、何をやるかということも議論すべきだと思います。

その期間については、私は、今回、最も重要な要素としては変異株のことがありますよね。これで、変異株の問題があるので、私は、今回、緊急事態宣言を出すというときには、一回目と二回目とはやはり違う覚悟でやる必要があると思います。

それはどういうことかというと、前回の二回目の場合は、飲食というものを中心に感染が広がっているのが分かっている。しかし、今回の、今の状況は、飲食店も含めて、それ以外の広い、職場であり、学校であり、その他の場所で、かなり多様に感染のしやすい状況がもう今出てきて、その中での変異株ということで、今回の緊急事態宣言を出す場合には、かなり強い対策を集中的に打つ必要があると思います。

その中で、やはり大事なことは、全部のことはあれですけれども、幾つかポイントがあると思います。

一つは、この一年間、多くの人は実は本当に協力してくれていますよね。同時に、これは、現実、私は人を非難するとか差別するとかそういう気持ちはありませんけれども、公衆衛生の専門家として、客観的に見ると、一部の人の感染対策が不十分であったということは間違いないと思います。したがって、もし今回、緊急事態宣言を出すのであれば、そうした感染の対策が必ずしも十分でなかった人、そういう人にも協力してもらえるような環境づくりというのは物すごく重要だと思います。

それからもう一つは、今回、これは学んだことを反映させなければいけませんから、もう一つ大きなことを学んだのは、実は、恒例行事というのがございますよね。恒例行事で感染ががっと広がるということをもう十分経験してきたということで、今回の場合には、ゴールデンウィークというものに、また感染がここで拡大して、東京なんかの場合には、今委員おっしゃったように、もう早晩、このままだとこれは大阪のようになることは、私はほぼ間違いないと思います。そういう意味では、ゴールデンウィークというのは余計問題が出てきますので、その時期を含めて、これは前二回のときに比べてかなり徹底した対策を打つ必要が私はあると思います。

最後には、今回の場合には、前二つのことと関係しますけれども、出口の戦略というものが非常に重要で、なるべくなら下まで、なるべく下げるという強い思いが私は国と自治体に求められていると思います。

○山井委員　今の尾身会長の話を聞くと、連休だけ、十日前後では短過ぎるんではないかと私は思いますが、尾

身会長、いかがでしょうか、その期間の十日前後ということについては。
○尾身参考人　恐らく、近々しかるべき会議が開かれると思います。そこで正式に政府の提案があって、我々委員も意見を言うと思いますけれども、これは十日というのは短過ぎると思います。私の私見ですけれども、三週間最低は必要だと私は個人的に思います。
○山井委員　これも報道ベースですけれども、これは本当に報道ベースで申し訳ないんですけれども、これは本当に東京の問題じゃなくて、日本全国に関わる問題なので、あえてお聞きしたいと思うんですが、報道ベースでは四月二十九日からと。今日がまだ四月二十一日ですよね。だから、という意味では、もし四月、九日からということでは、えっ、これは緊急事態なのに、開始されるのは一週間以上後ですかと。ちょっと本当にこれはびっくりしちゃうんですよね。
　そのことについて、もし緊急事態宣言の発出が四月二十九日とか、今より一週間以降、先という考え方については、尾身会長、いかが思われますか。
○尾身参考人　これは二つ。
　一つは、私は、公衆衛生の専門家としては、もうここまで来ると、出すのなら早い方がいいと思います。
　一方、恐らく国の方は、これは私の判断というか、感想ですけれども、恐らく国と都道府県で何をやるかというののいろんな調整というのが今やられていると思いますし、あとは、プロセスとして踏まなきゃいけないプロセスがあるということもあると思いますが、なるべく早くやった方がいいと思います。
○山井委員　私も、今でももう遅過ぎると思っているわけですから、急ぐべきだと思います。
　それで、今、尾身会長が、いろいろ自治体と国とのすり合わせとか調整があると思いますからということなんですけれども、それはあるでしょうけれども、その準備をやってくれというのは、三週間前ぐらいから私たちは言っているんですよ。そういう意味では、今から調整するなんというのは、もう本当にあり得ない話なんです。
　それで、尾身会長、それに関してお聞きしたいんですけれども、今回のこの緊急事態宣言、確実に発令されると思いますが、これは、オリンピックというものに関してはどのような影響があると思われますか。
○尾身参考人　私ども専門家は、オリンピックのために感染対策あるいは緊急事態宣言をやるというふうには考えていません。私は大阪も非常に深刻な問題だと思いますけれども、大阪の場合には、もう医療の機能不全が起きちゃっているわけですよね。これを何とかするというのが最優先課題で、むしろ、大阪の方も非常に重要ですけれども、それと同時に、オリンピックの話は私はリンクはさせませんけれども、首都東京ですよね。首都圏での感染が、もう私はこのままでは早晩来ると思います。
　これを何とか大阪のようにならないように、変異株の問題がありますから、それに全力を尽くすということが非常に重要で、そのことが結果的にはオリンピックの開催に影響は多少すると思いますけれども、オリンピックの開催の有無にかかわらず、私は、日本人の健康、首都圏の健康、全国の人々の健康のために、今、かなり強い対策を一気に打つ必要があると思います。
○山井委員　先ほど尾身会長は、少なくとも三週間ということをおっしゃいました。ただ、早晩確実に大阪のようになると。ということは、多分、同じようなトレンドで上がっていったら、おっしゃる意味は、東京は、一月のとき最多が二千人超えでしたけれども、その二千人超えはするだろうという理解でよろしいですか、東京。
○尾身参考人　何人ということも大事ですけれども、私の判断は、いろんな情報を見ての現在の判断は、今の東京の感染のスピード、今、委員、八百人超えという、もうこれは、かなり、一週間前ぐらいからずっと、あえて言えば、六週前からこのペースは続いているんですよね。このことがそのペースで続けば、早晩、何人というよりは、医療の逼迫が来る可能性が極めて高いということだと思います。したがって、早く対策を打つことが、これは、東京周辺、そして日本にとって非常に、首都ですから、重要だと私は思います。
○山井委員　その尾身会長のお話から考えると、私は、悪い話ですから余り予測はしたくないですけれども、到底、三週間で緊急事態宣言解除なんというふうにはならないんじゃないかと思うんですね。第一回目、二回目よりも、三回目の方が、変異ウイルスもあって、はるかに深刻なわけですよね。繰り返し言います。一回目が一か月半、二回目が二か月半、三回目が三週間、これはなりませんよ、これからどんどんどんどん大阪のように増えていくわけですから、変異ウイルスに置き換わって。

ということは、聞きづらい質問ですけれども、まだピークアウトしていないわけですから、これからどんどんピークに向かって、一週間も二週間も、多分、東京はいく危険性があります、幾ら緊急事態宣言を出してもですね。そうすると、これ、下手をすると一か月か二か月ぐらい緊急事態宣言が続く可能性があるというふうに私は思わざるを得ないんですけれども、そこについてはいかが思われますか。

○尾身参考人　もちろん、どのぐらいかかるかということを正確に占うことはできませんけれども、私は、大事なことは、先ほど申し上げましたように、今回は、二回目の緊急事態宣言よりもはるかに強い、ある意味では一回目よりも強い部分がある、このことをする必要がある。もう一つは、人々の心理学的な要素をすると、長くやるといっても、人に限界があるので、短期間に集中するということが、これは経済的にもいいし、感染症対策上にもいいですね。

今の感染の状況を分析すると、一体何が起きているかというと、結局は、感染の場がいろんなところに多様化しているので、今、大事なことを一言で言えば、感染の機会をなるべく少なくするということだと思います。

そうすると、そのためには、先ほど私は、必ずしも感染対策が不十分だった人たちも協力してくれるような環境づくりということで、例えば、大きな、非常に魅力的な、私どももたまには行きたいという店がありますよね。大きな、集約、いろんなことができる。そういうところが開いていると、やはり行きたくなる。そうすると、必ず接触の機会が増える。そういうような接触の機会を根本的に減らすということが今回求められているので、それは、変異株のこともあるし、いろいろ学んできたということがあるので、それが、今回の、私、緊急事態宣言を出すのなら、一番目の柱になると思います。

○山井委員　私がなぜ一、二か月延びるんじゃないかとあえて聞いているかというと、それによって、これは補正予算を組むことになると思います、五月には。何か、緊急事態宣言は十日ですよ、三週間ですよと言うと、ああ、それぐらいで終わるのと思っちゃうと、補正予算の規模もはっきり言って小さくなってしまうわけですよ。でも、私は、これはそう簡単に解除できないと思いますよ、これから増えていくわけですから。

ついては、田村大臣にお伺いしたいんですけれども、やはり、先ほど委員長にもお願いしましたように、それによって多くの方が生活困窮しますので、先ほど言ったような、私たちが三月一日に国会提出しているコロナ特別給付金法案のような、本当は全ての現役世代に十万円と言いたいんですよ。でも、まず第一歩として、少なくとも、三千万人ぐらい、低所得の方々やコロナで大幅減収の方々に一人十万円の給付金、こういうものを、緊急事態宣言を出すのであればセットでやるべきだと思います。田村大臣、いかがですか。

○田村国務大臣　今般、緊急事態宣言が出るかどうかというのは、これから議論をしっかりやった上でという話なんだと思います。

我々、それ以前に、数度にわたって、二度にわたって緊急事態宣言を発令し、その間も、いろんな、時短のお願い、各自治体でやっていただきました。厳しい状況は続いていると思います。

だからこそ、緊急小口、総合支援資金、こういうものを二百万まで拡大しながら、これを更に新規再貸付け、更に申し上げれば、住宅確保給付金でありますとか、そして低所得の子育て世代、これは一人親だけじゃなくて対応させていただき、さらには、一人親の方々に関しましては住宅資金の貸付けというもの、返還免除つきという形で、これに関しましても創設をさせていただいたわけであります。

様々な対応をさせていただく中で、重層的な対応の下でしっかりとお支えをさせていただきたいという思いでございますので、緊急事態宣言を発令しようがしまいが、厳しいということを我々は認識しながら、しっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○山井委員　前回も申し上げましたけれども、貸付けじゃなくて、今必要なのは給付金なんです。

田村大臣からそういう答弁を先日も得たので、私もこの週末、何人かの社会福祉協議会の方に話を聞きましたけれども、やはり、返済見込みはありますか、返済能力はありますかというところに、失業中の方は、はいと書けないんですね。そうしたら、断られるケースが多いんです。これは高井さんがずっとやってくださっていることですけれども。

だから、私、本当に言いたいのは、田村大臣の答弁というのは、困っている人がいるんですか、社協に行ってください、運がよかったら貸してもらえますよという話なんですよ。当て物みたいなものなんですよ。私の知り合

いも、断られた人はいっぱいいますよ。そのショックで立ち上がれない人もいますよ。

そういう当て物のように、もらえるかもらえないか分かりませんという、そんな話をしているんじゃないんですよ。家庭崩壊しかかっている、進学を断念しかかっている、自殺しようかと悩んでいる、そういう人に、もらえるかもしれませんよと、そんな話じゃ今済まない状況だということを申し上げたいと思います。

続いては、内山審議官もお越しをいただいております。今回、緊急事態宣言が出るのであれば、十分な休業補償、それと、取引先も含めたそういう補償を必ずセットでやっていただきたい。梶尾審議官もお越しをいただいております。

内閣官房にお聞きしたいんですけれども、そのことについて、内閣府、内閣官房から御答弁をお願いしたいと思います。

○梶尾政府参考人　お答えいたします。

現在十都府県で実施しております蔓延防止重点措置では、時短要請に応じました飲食店への事業規模に応じた月額最大六百万の協力金、また、時短営業の影響により売上げが五〇％以上減少した中堅・中小企業者への月当たり上限二十万の支援、これは現在経産省で詳細を検討中です。

また、加えて、業種、地域を問わない支援として、雇用者一人当たり月額上限三十三万の雇用調整助成金について、中小企業に加えて大企業も助成率最大一〇〇％で支援している、そういった支援がございます。

こうした中、昨日、大阪府から国に対しまして緊急事態宣言発令の要請が行われたところでございます。状況を精査しまして、大阪府と緊密に連携しつつ、専門家の意見を聞きながら、対策の中身について速やかに検討していきたいと考えておりまして、その対策の内容に応じまして、どういった支援が必要なのかということも併せて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○山井委員　本当に、これは一年以上続いて、このままいけば倒産、廃業、自殺、失業は急増します。本当に与野党を超えて、政府とも協力して、何とか防いでいくのが私たちの責務だと思います。

そこで、田村大臣、前回も質問しましたが、今日も二割負担の話ですけれども、認知症の方でもこの二割負担になる方は多いんです。

ついては、今日の配付資料で、こういう事件が起こっているんですね。配付資料の十二ページ、尾身会長にもちょっとだけお聞きいただきたいんですけれども、「ワクチン接種　「本人同意」がネックに　静岡市の高齢者施設は同意六割にとどまる」。これは、私が二週間前に指摘したとおりのことが起こっています。

この施設に対して、報道機関から、何人ぐらいの方を接種されますか、高齢者にと聞いたら、最初は、できるだけほとんどの人を打ちたいと思いますと答えたら、報道機関の方から、いや、でも、厚労省のガイドラインは本人同意必要ですよ、全員、本人同意を取れているんですか、家族同意では駄目ですよと厚労省は言っていますよと言われたら、この施設も、ああ、確かにそうなんですね、じゃ、厳格にやりましょうということでやったら、ここに書いてあるように、四割、六十人の認知症の高齢者は意思表示できなかったから接種できなかった。詳しくはこの記事を読んでいただきたいと思いますが、十二ページ。

そして、十一ページ。地元では、家族会、お医者さん、施設側からも、六十人、四割も打てないというのは困ると。また、私の知り合いの施設に昨日聞いてみましたら、五十人のうち半数の方は意思確認ができませんでした、ですから半数しか打てませんと。家族は、一人を除いて、五十人中四十九人、全員が家族は打ってくれと言っていると。

ついては、前回もお願いしましたけれども、これは法改正じゃなくて政省令を変えればいいということですので、本人同意が無理であっても、やむを得ず意思表示できない場合は、コロナワクチンを打つか打たないかは、命に関わる問題ですから、家族同意でもオーケーにしていただきたい。

田村大臣、命に関わる問題ですから、これを打てるかどうかは。施設も家族もお医者さんも、多くの方がこれを要望しておられます。ハードルが高いのは分かっています、田村大臣からも先日答弁いただきましたから。何とか特例で、この緊急事態で、打たなかったらクラスターになりますから、半数の方が打たなかったらそれはもう話になりませんから、何とか家族同意で特例的にワクチン接種が、認知症で意思表示できない方も打てるようにしていただけませんでしょうか、田村大臣。

○田村国務大臣　委員も、分かっていて多分おっしゃっておられるんだと思いますが、別にコロナワクチンに限った話じゃなくて、インフルエンザワクチンも含めて全て同じであります、そこは。要は、一身専属性の高い話でございますので、民法上の話でありまして、本人の同意を得なければ、そのような、その方の体に侵襲のあるような行為はできないわけであります。

ただ、その本人の意思というものを誰が一番分かるか、ここが重要でありまして、常にその方と接している方はいろんな方がおられると思いますが、その方が、御本人の意思はこうであるというふうに御判断をいただいて、そして、接種をする、しないということを最終的にはお決めになられるということであります。

でありますから、そこはそれぞれの施設で、そのような御本人の意思がどうであるかというのを御確認をいただいた上で、そして、接種をする、しない。

これは、多分、政省令では変えられない、民法のもう本当に根源的な話でございますので、一身専属性の問題でございますから。首を振っておられるのなら、委員、どうやってやればいいのか教えていただきたいと思いますけれども、そう簡単ではない話でございますから、現場現場でそこは柔軟に、御本人の意思をどのような形で、一番分かる方が御確認をいただくかということでございますので、なかなか、おっしゃられても、今この現状で対応を、私が一言言って済むというような簡単な話ではないというふうに認識いたしております。

○山井委員　皆さん、この十二ページの下の厚労省が出しているガイドラインを見てください。これは深刻ですよ。成年後見制度を利用していない認知症の方など、本人の同意が取れない場合は、家族の同意のみでは接種することができないとの認識でよろしいでしょうか。コロナワクチンについては、本人の意思に基づき接種を受けていただくものであることから、家族や嘱託医等の協力を得ながら意思確認を行い、接種の意思を確認できた場合に接種を行います。つまり、本人の意思を確認できなかったら打てないことになっているんです。

それで、ここに政省令がありますが、第五条の二、説明と同意の取得、この中の最後に、「適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。」のところの同意を、家族の同意でもいいというように政省令でやれば、できるんではないかと私は思っております。

田村大臣、首を振っておられますが、ということは、田村大臣、これは本質的な問題ですよ。田村大臣の理屈でいけば、意思表示できない認知症の高齢者はワクチンの接種を打つことができない。これはすごいことですよ。これは、一歩間違うと認知症の高齢者などへの差別になりかねませんよ。命が懸かっているからワクチンを打ちたいと思っているのに、意思表示できない人間はその権利を奪われるんですか。

何が起こるか。例えば四割も、六十人もの人が打たなかったら、その施設では、集団免疫になりませんから、クラスターが発生して、五人、六人、亡くなる可能性がありますよ。欧米でも、亡くなっている人の半数以上は老人ホームのクラスターですからね。それが効かないんですよ。

ということは、いいですよ、田村さんおっしゃるように本人同意が必要だと言い続けたら、その施設は五十人も六十人も認知症などの高齢者はワクチンを打てないわけだから、そこでクラスターが発生して亡くなる可能性がありますよ。

私が言っているのは、このままいけば、認知症のお年寄りに老人ホームでクラスターが発生して、亡くなりますよということを言っているんですよ。私は救いたい、認知症の方々の命を。家族もお医者さんも施設側も、そう多くの方は願っています。だから、そこを何とかしてもらえませんかと言っているわけですけれども。

改めてお聞きしますが、田村大臣、意思表示できない認知症のお年寄りが一定数おられることは分かっておられますよね、一定数おられることは。分かられますよね。その方々は、今の厚労省のガイドラインではワクチンは打てないということですけれども、私はそれは問題だと思います。認知症のお年寄りも命を守る権利があります、その家族にも。特例として、家族の同意で認めるべきではないかと思います。これは個人のことではなくて、さっきも言いましたように、五十人、六十人、その老人ホームで打てない方がいたらクラスターが発生しますから、半数の人に打っても余り意味がないんですよ、これは。

田村大臣、これは、私は別にけんかする気はないんです。何でかというと、全国でこの問題はこれから起こってきますから、うちの施設は三十人打てなかった、五十人打てなかった。多分、もたないと思いますよ。全国の家族、お医者さん、老人ホームから、助けてくれと。

私、何で今この質問をしているのかというと、多分、二、三週間後には、何とかしますということにならざるを得ないんです。そのときには、既に多くの老人ホームは終わっちゃっているから、もう一回遡って、打てなかった人にもう一回打ちますというのは、これはできないですよ。大混乱になりますよ。だから、私は二、三週間前から言っているんです。

何とか、検討するとだけでも言っていただけませんか。

○田村国務大臣　成年後見人がおられても、成年後見人の判断ではできないんです。これは成年後見推進法をやったときに我々も議論して、これは……（発言する者あり）いや、そうですよ、できませんよ。成年後見人の判断ではやれません。一身専属性のある、例えば手術であるとか、それから体に針を刺したりするような行為は成年後見人はできません。ですから、成年後見人は、この問題に関しては、我々をこれでやれるようにということはないからということを常におっしゃっておられます。

一身専属性というのはそういうものでありますので、これはお調べいただければ、我々、法律を改正したときに、この議論で、ここをどうするんだということをやってきたわけでありますから。

要は、御本人の意思が示せないというお話がありましたが、日々御生活をされておられて、いろんな形でコミュニケーションを取っておられるわけであります。そこは、私は、近くにおられる方若しくは御家族、一番分かっておられて、そこをどのように、それぞれの方々のお気持ちを参酌されて、ワクチンを打つのである、そういう御意思を表示されているんだろうなということを感じ取っていただければ、そこはそれでいいわけでございますので。

そこは民法の世界の話でございますので、たとえ私がこれを書いたところで、今度、これを書いたら、これは法律上いいのかという話になりますから、そうではなくて、あくまでも御本人の意思を一番分かっていただける方がそこを酌み取っていただくということを現場で対応いただくということが重要であろうというふうに思います。

○山井委員　田村大臣は余りにも現場を分かっておられない。この病院もこの老人ホームも必死で悩んで、六十人打てません、半数が意思確認できませんという結論を出してきているんですよ。努力したら意思確認できますって、そんな浮世離れした話は駄目ですよ。通用しない、それじゃ。

これは、きついことを言うようですけれども、認知症の高齢者をコロナから救うのか救わないのかという根本的な問題です。私は繰り返し言います。意思表示できない認知症の高齢者にワクチンを打たせないというのは駄目、それでは通らないと私は思います。これは引き続き議論したいと思います。

失礼ながら、尾身会長に一言お聞きしたいと思います。今の議論を聞いておられて、ある高齢者の施設では、四割、六十人の認知症高齢者が、本人同意がないからといって打てないんです。尾身会長の立場からして、これは、リスクが高いから、老人ホームや老人病院で優先的に打っているんですよね。でも、実際、本人確認できなかったら、六十人、四割が打てない。こういう現状は仕方ないと思われますか。いかがですか。

○尾身参考人　法律の今のたてつけは私も理解しているつもりです。その上で、公衆衛生あるいは医療の現場を昔もやっていた者として、あるいはＷＨＯに長く勤めた人の個人的な思いとしては、確かに、認知症を患っている人は、必ずしも意思の明確に表明できない方も当然おられるというのは現実だと思います。

そうした場合には、私は、これは、超法規的といいますか、法律はそういうことであるわけで、法律違反はするわけに、多分、大臣、悩まれるのはそこだと思うんですよね。ただ、私のような専門家としての立場としては、そういう意思が表示できない場合は当然あり得るので、そういう場合には、やはり、そこで働く医師や看護婦さん、それから家族の人と相談して、そういうことで打ちましょうということを、もちろん家族の人も入ってですよね、これが普通の医療の現場の考え方で、ここの辺は、そういうふうに私は一医師としては思います。

○山井委員　もう尾身会長のおっしゃるとおりです。田村大臣、何とか超法規的に御検討いただけませんか。

○田村国務大臣　尾身先生と私が言っていることは同じだというふうに思います。同じでございます。

法律は破れません。しかしながら、必要がある方にワクチンは接種しなきゃならないんです。そのときに、御本人がどう思っておられるかというのを周りの方が一番御理解をされると思いますので、そこをうまく御理解をしていただいて、そしてワクチンを打つということをしていただければいいわけで、法律は我々は破れませんから、そこを破れと言われることだけは私はどうしてもできません。

○山井委員　いや、もう本当に、一歩間違うと、これで認知症の高齢者はどんどんクラスターで亡くなっていきますから、私はそんな無責任なことはできません、国会議員の一人として。そのことは申し上げたいと思います。

最後の質問をさせていただきます。

河野大臣が、ワクチンが、高齢者、年内に接種できないという報告は聞いていないということなんです。そこでお聞きしたいんですけれども、これは、全二千の市町村から、高齢者や全住民のワクチン接種がいつ頃終わるかという報告を、厚労省や内閣官房はそもそも報告を受けておられるのか。

受けていないんだったら、報告が来ていないところは高齢者も年明けになる可能性がありますし、そうならないためにも、その質問の答弁と、十三ページにありますように、厚生労働省はこういう予防接種実施計画作成表で、いつから打ちますかとか、一覧表を作っているんですね、アンケートを。この中に、高齢者の接種はいつ頃終わりそうですか、一般の高齢者の接種はいつ頃終わりそうですかと、質問を二つ加えたら、それでもう簡単なんですよ。それを加えて、厚生労働省、内閣官房として、高齢者のワクチン接種、全住民のワクチン接種がその市町村でいつ終わるかというのを把握していただけませんか。いかがでしょうか。

尾身先生、お帰りください。もう終わります。

○とかしき委員長　ありがとうございました。

内山内閣官房内閣審議官、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○内山政府参考人　お答えいたします。

現状では、全ての市町村からそういった御報告というのを受けているわけではございません。

○田村国務大臣　これは予算委員会で、やはりこの部分に関しては、ワクチン競争、接種競争にならないように、そこも勘案して……（山井委員「把握してくれと言っている。公表と言っているんじゃない」と呼ぶ）把握をして。表に公表するんじゃなくて。（山井委員「まず把握してくださいと言っているんです」と呼ぶ）公表するんじゃなくてですね。それは、その計画自体をですか。計画自体を把握するということですか。

どういうような状況なのか、Ｖ―ＳＹＳ等々で御要望はいただくんだというふうに思いますけれども、把握というか、まずは体制の整備というものが出てくれば、それはおのずと分かってまいりますので、まずは体制の整備をしっかりやっていただくということになろうというふうに思います。

○山井委員　これで終わりますが、私はちょっとあれっと思ったのは、河野大臣は、年明けまでかからない、そんな報告は聞いていないということですけれども、今の話だと、そもそも二千市町村全部、報告を聞いているわけじゃないということですので……

○とかしき委員長　申合せの時間が経過しておりますので、お願いいたします。

○山井委員　知らないところで年明けになるところもあるんじゃないかと思いますし、是非、厚生労働省、そういう悠長なことを言っているんじゃなくて、全市町村に早く把握していただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。